

平成 25 年 6 月 4 日

諫早市健康福祉部
こども支援課 御中

(協) 日本接骨師会会員
長崎日接会
会長 川口 陸郎

乳幼児医療助成「柔道整復師対象」の第3回要望

* 要望の趣旨

乳幼児医療助成が（現物給付扱い）（以下「本件」という）が進められていますが、その対象が医師・歯科医師等（以下「医師等」という）医療とされ、柔道整復師（以下「整復師」という）には対象外の償還払いとされています。そこで整復師医療もこの対象とされ全ての受給者（以下「患者」という）に対して受診時の利便性向上を図り本件制度の趣旨の一層の整備充実を図られるよう要望します。

* 要望の理由

本件制度が市民患者のためにあり、医師などのためのものではないことは論を待ちません。また、行政が「対象者に恩賜」や「医師などに特典」などの取り扱いとすべきものではないことも論を待ちません。全国の多くの都道府県、区市町の同様制度事業も国の子育て支援推進の見地から代理受領委任払い取り扱いとされています。そして、いずれも整復師医療もこの適用対象とされています。制度の本旨が特定資格者のためではなく国民のためにあることを鑑みての取り組みです。長崎県も支援するとしています。その具体的実施については当該市町の裁量に任せてあるとしています。しかし、その自由な立場といえども公序良俗に反するような自由は該当しないと言えます。則ち諫早市が行政の適格性を損なうような、差別行政を行うような問題を惹起することは厳に慎むべき注意であると考えます。

諫早市では、これまでの本件要望を消極的な態度で先送りしている現状です。その理由として、整復師団体が多数有り少数の整復師のみでは改正に踏み切れないとしています。制度の趣旨を重視すれば数の問題ではないことが真髓ですが、しかしここに来て社団・長崎県柔道整復師会やその他の団体会員も参加の意思を示し現状で7割以上の参加が可能となりました。最大の障害が回避されたものです。

医師受診時は現物給付扱い（代理受領委任払い）で、整復師受診時は面倒な償還払いとする現在のままの制度では患者の医療選択の自由を否定したり整復師への営業妨害や名誉毀損を惹起したりするものです。

本件が行政の本旨に則り、また制度の本旨に則り整備充実を賜りますようお願い申し上げます。

尚、行政手続き法に則り二週間以内で回答の程お願いいたします。